

# 知っ得! 税金あれこれ

## 市県民税

### 医療費控除の提出書類が変更されています

平成29年度まで、医療費控除を受けるためには、医療費の領収書を添付または提示する必要がありました。平成30年度から、**医療費控除の明細書**を添付することになりました。ただし、医療費の領収書は自宅で5年間保存する必要があります。なお、医療費控除の明細書の様式は市ホームページ（[QRコード](#)1511851358513）や国税庁ホームページから入手できます。

病院・薬局へ支払った医療費、通院にかかった交通費などは、「医療を受けた人の氏名」「病院・薬局などの支払先の名称」ごとにまとめて記載することができます。控除の対象になる医療費の範囲など、詳しくは国税庁ホームページをご覧ください。

#### 【明細書の記載例】

「同じ人」かつ「同じ支払先」のものは、1年分まとめて1列に記載してもOK!

| (1) 医療を受けた人の氏名 | (2) 病院・薬局などの支払先の名称 | (3) 医療費の区分   | (4) 支払った医療費の額 | (5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補填される金額 |
|----------------|--------------------|--|---------------|-------------------------------|
| 四日市 太郎         | □□病院               | <input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費 | 9,400円        | 0円                            |
| 同上             | JR、○○バス            | <input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス<br><input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費 | 1,560円        | 0円                            |

経過措置として、令和2年度（所得税は平成31年・令和元年年分）までは医療費の領収書の添付または提示により申告することもできますが、**令和3年度（所得税は令和2年年分）からは医療費控除の明細書の添付が必須となります。**

#### ○医療費のお知らせ（医療費通知書）を添付書類として使用する場合について

保険適用の療養を受けた際に、医療保険者（市町村や健康保険組合など）から交付される医療費のお知らせを、医療費控除の明細書の代わりとして添付することができます。ただし、添付書類として使用できるのは、①被保険者（またはその被扶養者）の氏名、②療養を受けた年月、③療養を受けた人の氏名、④療養を受けた病院・診療所・薬局などの名称、⑤支払った医療費の額、⑥保険者の名称が記載されているものに限りです。

また、医療費控除の申告の対象になる期間は各年1月～12月ですが、**医療費のお知らせに記載される期間は、医療保険者により異なります。**そのため、医療費のお知らせに反映されていない月分の医療費については、**医療費控除の明細書を作成する必要があります。**保険適用外の療養に関しても医療費のお知らせには記載されませんので、医療費控除の明細書を作成する必要があります。

※医療費のお知らせは医療保険者により記載項目が異なります。令和2年度の申告に使用できるかなど、詳しくは各医療保険者にお問い合わせください

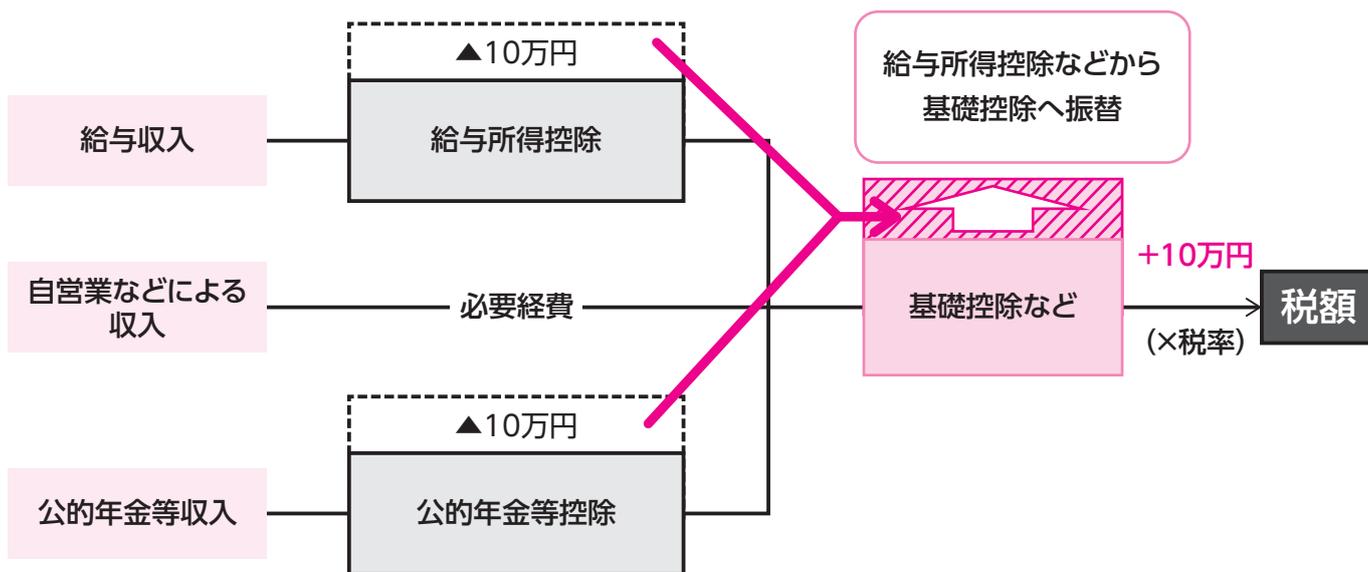
|    |               |     |
|----|---------------|-----|
| 目次 | ■ 市県民税        | 1～3 |
|    | ■ 軽自動車税       | 3～4 |
|    | ■ 固定資産税・都市計画税 | 5～7 |
|    | ■ 事業所税        | 7   |
|    | ■ 納税          | 8   |

この記事は、令和元年12月1日現在の地方税法などに基づいて作成しています



## 給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されます

平成30年度税制改正により、給与所得控除・公的年金等控除・基礎控除が見直されました。この改正は、働き方の多様化を踏まえ、働き方改革を後押しするなどの観点から行われたものです。特定の収入にのみ適用される給与所得控除および公的年金等控除の控除額がそれぞれ10万円引き下げられ、どのような所得にでも適用される基礎控除の控除額が10万円引き上げられました。この改正は令和3年度の市県民税（所得税は令和2年分）から適用されます。



※給与所得と公的年金等に係る雑所得が両方ある人は、片方に係る控除のみが引き下げられます

※この改正により、配偶者控除や扶養控除などの所得要件が引き上げられました（例：同一生計配偶者および扶養親族の合計所得金額要件は38万円以下から48万円以下へ変更されますが、給与収入に換算した場合は103万円以下で変更ありません）

※それぞれの控除の詳しい改正内容については、市ホームページ（[HPID1570757016691](http://1570757016691)）をご覧ください

## 「子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」が創設されます

平成31年度税制改正により、「子どもの貧困に対応するための個人住民税の非課税措置」が創設されました。以下の条件に当てはまる人は市県民税が非課税になります。この改正は令和3年度の市県民税から適用されます。

児童扶養手当の支給を受けている児童（※1）の父または母のうち、現に婚姻（※2）をしていない人または配偶者（※2）の生死の明らかでない人（前年の合計所得金額が135万円を超える場合を除く）

※1 父または母と生計を一にする子で前年の総所得金額等の合計額が48万円以下である場合

※2 婚姻の届出をしていないが、事実上婚姻関係と同様の事情にある場合を含む

適用を受けるためには、市県民税申告・年末調整などの際に申告する必要があります。

## ○住宅ローン控除の拡充

消費税率10%が適用される住宅取得などについて、住宅ローン控除の控除期間が3年延長（現行10年間⇒13年間）されます。

<市県民税における住宅ローン控除>

| 居住年   | 従来の制度                           | 今回の拡充   |
|-------|---------------------------------|---|
|       |                                 | 平成26年4月～令和3年12月<br>(住宅に係る消費税等の税率が8%または10%である場合) |
| 控除限度額 | 所得税の課税総所得金額等の7%<br>(上限136,500円) | 同左  |
| 控除期間  | 10年                             | 13年   |

## ○ふるさと納税の見直し

総務大臣の指定を受けていない地方公共団体に対する令和元年6月1日以降の寄附金については、ふるさと納税（特例控除）の対象外となります。ふるさと納税の対象として総務大臣から指定を受けている地方公共団体については、総務省ふるさと納税ポータルサイトをご覧ください。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「市・県民税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は **市民税課 市民税第1・第2係 ☎354-8132 FAX 354-8309**

✉ [shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp)

# 軽自動車税

## 軽自動車税(種別割)は4月1日現在の所有者にかかる税金です

※従来の軽自動車税の名称は、令和元年10月1日から「軽自動車税(種別割)」へ変更されましたが、税率などの変更はありません

種別割は、毎年4月1日現在に軽自動車やオートバイなどを所有する人に対して課税されます。

普通自動車と異なり、月割課税制度はありません。例えば5月に廃車や名義変更の手続きをしても、4月1日に所有していれば、その年度分は全額納めていただくことになります。

## 軽三輪・軽四輪(660cc以下)について

### ○種別割の税率は以下のとおりです

| 車種   | 税率                         |                             |           |
|------|----------------------------|-----------------------------|-----------|
|      | 平成27年4月1日以降に<br>新車新規登録した車両 | 平成27年3月31日までに<br>新車新規登録した車両 | 経年重課対象車両※ |
| 三輪   | 3,900円                     | 3,100円                      | 4,600円    |
| 四輪乗用 | 自家用                        | 7,200円                      | 12,900円   |
|      | 営業用                        | 5,500円                      | 8,200円    |
| 四輪貨物 | 自家用                        | 4,000円                      | 6,000円    |
|      | 営業用                        | 3,000円                      | 4,500円    |

※経年重課とは、新車新規登録後13年を経過した車両に適用されるもので、廃車するまで継続されます。

令和2年度に経年重課対象となる車両は、平成19年3月以前に新車新規登録したものです

# 令和元年10月1日から軽自動車の税金が変更されました

## 自動車取得税の廃止、環境性能割の導入

令和元年10月1日に従来の自動車取得税が廃止され、「軽自動車税（環境性能割）」が導入されました。

環境性能割は、新車・中古車を問わず、軽自動車の燃費性能等に応じて車両取得時に課税されます。賦課、徴収は当面の間、引き続き三重県が行います。

## 環境性能割の臨時的軽減

令和元年10月1日から令和2年9月30日までの間に軽自動車（自家用の乗用車）を購入する場合、新車・中古車を問わず、環境性能割の税率1%分が軽減されます。（税額は、車両の取得価格に以下の税率をかけた額です）

### ○環境性能割の税率は以下のとおりです

| 対象車<br>(自家用の乗用車の場合)     | 車両の購入時期と税率                              |             |
|-------------------------|---|-------------|
|                         | 令和元年10月1日から<br>令和2年9月30日まで<br>(臨時的軽減期間) | 令和2年10月1日以降 |
| 電気軽自動車・天然ガス軽自動車         | 非課税                                     | 非課税         |
| ★★★★ かつ令和2年度燃費基準+10%達成車 |   | 1.0%        |
| ★★★★ かつ令和2年度燃費基準達成車     | 1.0%                                    | 2.0%        |
| 上記以外の車両                 |   |             |

※天然ガス軽自動車は、平成30年排出ガス規制適合または平成21年排出ガス規制からNOx10%低減達成車に限ります

※★★★★とは、平成30年排出ガス基準50%低減達成車または平成17年排出ガス基準75%以上低減達成車を指します



## グリーン化特例（軽課）の延長について

グリーン化特例とは、一定の環境性能を有する車両について、種別割の税率を新車新規登録した翌年度分に限り軽減するものです。

グリーン化特例の適用期間が2年間延長され、令和元年度及び令和2年度に購入する軽自動車も適用される対象となりました。また、令和3年度及び令和4年度に購入する軽自動車については、適用される対象が電気軽自動車（自家用の乗用車）などに限定されます。詳しくは市ホームページ（[HP](http://www.city.yokkaichi.mie.jp) ID1569375113818）をご覧ください。



## Q&A

**Q** 道路を走らない農耕作業車やフォークリフトにも税金はかかるの？

**A** 道路の走行の有無に関わらず、課税されます。所有者になった時点で申告をし、ナンバープレートを車体に取り付けてください。

**Q** 原動機付自転車が盗難に遭った場合はどうしたらいいの？

**A** 警察へ盗難届を提出し、市役所で廃車手続きをしてください。その際、盗難届を出した警察署名・提出年月日・受理番号・印鑑が必要です。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「軽自動車税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

市民税課 諸税係

☎354-8133 FAX 354-8309

✉ [shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp](mailto:shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp)

# 固定資産税・都市計画税

## <家屋>



どんな建物に固定資産税がかかるのですか？

①土地に定着し、②屋根があって壁や建具などに囲まれており、③天井の高さが1.5メートル以上ある建物対象になります。

居宅に限らず、条件を満たせば車庫や倉庫、サンルームなども課税対象になります。



市内に分譲マンションを所有しています。家屋の課税床面積が登記上の床面積と異なるのは、なぜですか？

分譲マンションは、各個人の部屋などの「専有部分」と、屋内階段やエレベーター、集会室などの「共用部分」に分かれています。

固定資産税の課税床面積には「共用部分（専有部分の持ち分に応じて面積を按分したもの）」も含まれるため、「専有部分」のみが対象となる登記上の床面積とは異なることとなります。

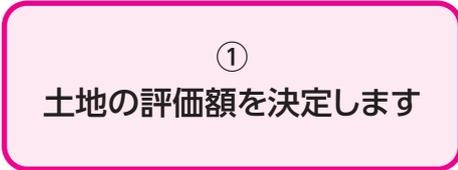
## 下記の改修工事を行った住宅は固定資産税が減額されます

|  | 耐震改修工事  | バリアフリー改修工事   | 省エネ改修工事   |
|--|---|--|---|
| 対象物件   | 昭和57年1月1日以前に建てられた住宅   | 新築された日から10年以上を経過した住宅（賃貸住宅を除く）<br>※延床面積50㎡以上280㎡以下、併用住宅の場合は住宅部分が1/2以上   | 平成20年1月1日以前に建てられた住宅（賃貸住宅を除く）  |
| 手続き要件  | <ul style="list-style-type: none"> <li>建築基準法に基づく現行の耐震基準に適合した改修工事であること</li> </ul>                      | <ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～③のいずれかに該当する人が居住する住宅であること                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①65歳以上の人</li> <li>②介護保険法の要介護もしくは要支援の認定を受けている人</li> <li>③障害のある人</li> </ul> </li> <li>次の①～⑧のいずれかの工事を行うこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①廊下の拡幅 ②床の段差解消</li> <li>③浴室の改修 ④扉の改修</li> <li>⑤便所の改修 ⑥床の滑り止め</li> <li>⑦手すりの取り付け</li> <li>⑧階段の勾配の緩和</li> </ul> </li> </ul> | <ul style="list-style-type: none"> <li>次の①～④までの工事のうち、①を含む工事を行うこと                             <ul style="list-style-type: none"> <li>①窓の改修</li> <li>②床の断熱改修</li> <li>③天井の断熱改修</li> <li>④壁の断熱改修</li> </ul> </li> </ul> <p>※ただし、改修工事により現行の省エネ基準（エネルギー合理化法）に適合することが必要</p> |
| <p><b>改修後3カ月以内に減額申告書の提出が必要です</b><br/>                     一戸あたりの工事費（補助金などをもって充てる部分は除く）が50万円を超える場合に適用されます</p> |   |  |   |
| 減額内容   | <p><b>1/2を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで</p> <p>※通行障害既存耐震不適格建築物に該当するものは、翌年度から2年間減額</p> | <p><b>1/3を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり100㎡相当分まで</p> <p>※バリアフリー改修工事と省エネ改修工事の減額のみ、重複可能</p>   | <p><b>1/3を減額</b></p> <p>工事が完了した年の翌年度1回限り。一戸あたり120㎡相当分まで</p>   |

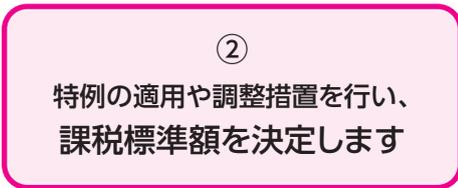
- 耐震改修・省エネ改修により長期優良住宅に該当することとなった家屋については、必要書類・減額範囲などが異なります
- 「建築物の耐震改修の促進に関する法律」に掲げる要安全確認計画記載建築物、または要緊急安全確認大規模建築物に該当し、耐震改修をされた家屋に対しても固定資産税の減額が適用されます
- その他要件や申請方法など、詳しくは資産税課家屋係までお問い合わせください

## <土地>

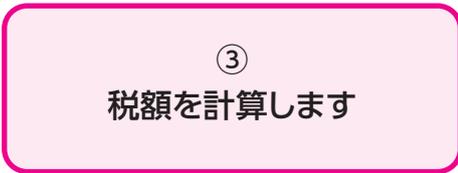
### 土地の税額決定までの過程



固定資産税を課税するための土地の価格を「評価額」といいます。評価額は国土交通省や三重県が公表する「地価公示価格」や「地価調査価格」の7割を目途に決定します。



住宅用地に対する特例（※1）や負担調整措置（※2）を行い、課税標準額（税額を計算するもとの額）を決定します。



①、②から算出された課税標準額に税率を乗じて税額を計算します。

$$\text{土地の税額} = \text{課税標準額} \times \text{税率} \left( \begin{array}{l} \text{固定資産税率} 1.4\% \\ \text{都市計画税} 0.2\% \end{array} \right)$$

（※1）住宅用地に対する特例・・・毎年1月1日現在において、土地を住宅の敷地として利用している場合は、特例（軽減）措置が適用されます

（※2）負担調整措置・・・評価額が急増した土地に対し、税負担の上昇を緩やかなものにする仕組みです

## <償却資産>

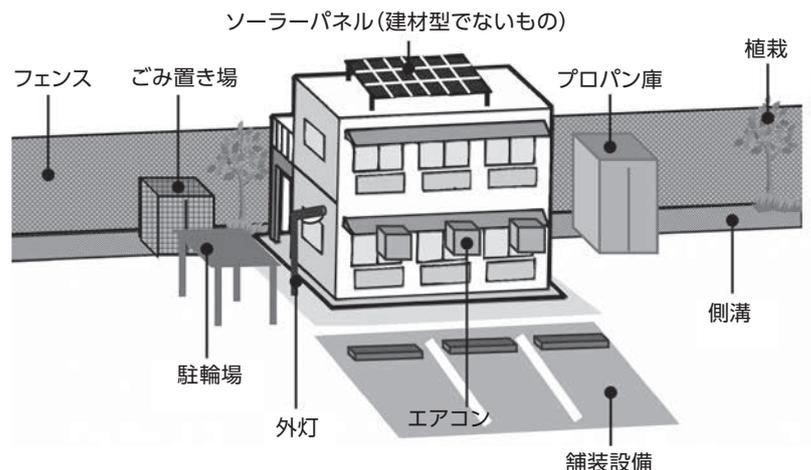
### 事業主やアパートの経営をしている人は 償却資産の申告をお願いします

工場や商店などを経営していたり、駐車場やアパートの賃貸経営をしたりしている法人や個人が、所有している土地・家屋以外の事業用資産を「償却資産」といい、固定資産税がかかります。

令和2年1月1日現在、市内に「償却資産」を所有している人は、1月31日(金)までに申告をお願いします（eL-TAXによる申告も可能です）。

なお、「申告書」と「申告書の手引き」は、昨年度ご申告いただいた人へ12月中旬に送付しています。

【例】共同住宅の主な償却資産は下図のとおりです  
（建物は家屋として課税されるため、償却資産の対象外です）



# 都市計画税について

都市計画税は、都市計画事業または土地区画整理事業に必要な費用に充てるため課税されるものです。

**都市計画事業とは** 「都市計画施設」の設備に関する事業および市街地開発事業をいいます。  
都市計画施設とは、道路などの交通施設や公園、上下水道施設、ごみ焼却場など、都市になくてはならない施設です。

**課税対象資産** 都市計画法による都市計画区域のうち、原則として市街化区域内に所在する土地および家屋です。

**納税義務者** 該当する土地または家屋の所有者です。

**税額の計算方法** 課税標準額（※）×0.2%（税率）  
※該当年度の価格（評価額）が原則として課税標準額となります。ただし、土地については負担調整措置や住宅用地の特例等に該当する場合は異なります

**納税の方法** 固定資産税と併せて納めていただきます。

●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「固定資産税・都市計画税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 資産税課 土地係 | ☎354-8134 FAX 354-8309 |
| 家屋係      | ☎354-8135 FAX 354-8309 |
| 管理償却資産係  | ☎354-8139 FAX 354-8309 |

✉ shisanzei@city.yokkaichi.mie.jp

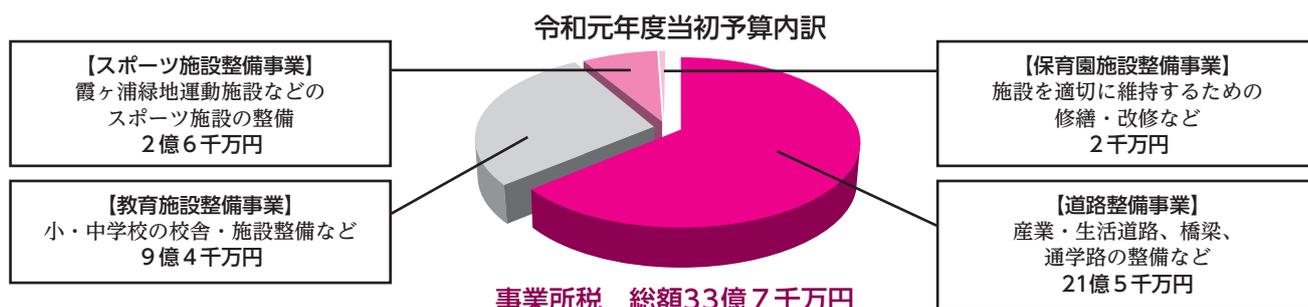
# 事業所税

**事業所税とは** 事業所税は、都市環境の整備や改善に必要な費用に充てるために設けられた目的税です。人口30万人以上で政令により指定された都市などで課税されています。

**事業所税のしくみ** 事業所税には「資産割」と「従業者割」の2種類があります。

|                 | 資産割                                 | 従業者割                               |
|-----------------|-------------------------------------|------------------------------------|
| <b>納税義務者</b>    | 市内の事業所等の合計床面積が <b>1,000㎡を超える事業者</b> | 市内の事業所等の従業者数合計が <b>100人を超える事業者</b> |
| <b>課税標準</b>     | 市内にある事業所等の床面積                       | 従業者(役員を含む)への支払給与総額                 |
| <b>税率</b>       | 床面積 <b>1㎡につき600円</b>                | 従業者への支払給与総額の <b>0.25%</b>          |
| <b>申告方法</b>     | 申告納付(eL-TAXによる申告も可能です)              |                                    |
| <b>申告(納付)期限</b> | <b>法人</b>                           | 事業年度終了の日から2カ月以内                    |
|                 | <b>個人</b>                           | 事業を行った年の翌年の3月15日まで                 |

**事業所税の使途** 事業所税は、次のような事業に充当され、皆さんの暮らしに役立てられています。



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「事業所税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

|          |                        |
|----------|------------------------|
| 市民税課 諸税係 | ☎354-8133 FAX 354-8309 |
|----------|------------------------|

✉ shiminzei@city.yokkaichi.mie.jp

# 納 税

## 市税は納期限までに納付してください

皆さんに納めていただく市税が確定したら、納税通知書と納付書を送付します。各納付書に記載の納期限までに、納付してください。

### 納付可能な窓口

- ・四日市市指定の金融機関、郵便局
- ・各地区市民センター（中部地区市民センターを除く）
- ・市民窓口サービスセンター（近鉄四日市駅高架下）
- ・収納推進課（市役所2階5番窓口）

コンビニ納税用のバーコード表示がある納付書は、納期限までであれば全国の主要なコンビニエンスストアやスマートフォンアプリでも納められます。現在使用できるアプリは、PayB、Pay Pay、LINE Pay、支払秘書です。詳しくは市ホームページ（☎1515720231067）をご覧ください。

- ※スマートフォンアプリをご使用の場合は、次の点にご注意ください
- ・軽自動車税（種別割）は使用できません
- ・領収証書は発行されません



## 納税が困難なときは早めのご相談を

災害・病気などにより納期限までに納付が困難な場合は、収納推進課までご相談ください。一定期間納税を猶予する制度や分割で納付する方法があります。

## 市税を滞納すると・・・

市では、市税の納期限を経過しても納付されない人に対して督促状を送付するなど、できるだけ早い時期の納付をお願いしています。それでも納付されない場合には、納期限までに納付された人との公平性を保つため、延滞金を加算したり、法律に基づく手続きにより財産を差し押さえたりすることになります。納期限までに納付をお願いします。

## 夜間・休日窓口を開設しています

平日の昼間に納税や納付相談に来られない人はご利用ください。

### 夜間窓口

場所：収納推進課  
（市役所2階5番窓口）  
受付時間：19：30まで  
（ただし、水曜日、土曜日、日曜日、  
祝日、休日及び年末年始は除く）

### 休日窓口

場所：収納推進課  
（市役所2階5番窓口）  
受付時間：毎月最終日曜日  
（ただし12月は15日）  
10：00～16：00

※夜間窓口、休日窓口ともに市役所地階の夜間休日受付へお越しください

## 納税は

# 便利で安心な口座振替

## をご利用ください！

ご指定の預貯金口座から各納期限の日に、自動的に振り替えるので、納付の手間が省けます。

|               |   |
|---------------|---|
| 振替可能な<br>税の種類 | 市民税・県民税(普通徴収)<br>軽自動車税(種別割)<br>固定資産税・都市計画税  |
| 必要なもの         | 通帳、通帳の届け出印、納税通知書  |
| 手続き場所         | 口座振替取扱金融機関<br>または郵便局の窓口<br><br>※申込用紙は市内支店の窓口にあります。<br>郵送での手続きをご希望の場合は、収納<br>推進課へご連絡ください |

### ◎ご注意

- ★手続きが完了するまでには約1カ月必要です。余裕を持って早めに手続きをしてください
- ★口座の残高が不足していると振り替えができません。納期限の前日までに、振替登録口座の残高をご確認ください
- ★固定資産税や軽自動車税（種別割）は所有者に課税されるため、所有者が変わった場合（相続も含みます）は、改めて口座振替の手続きが必要です
- ★振り替え後、領収証書は発行していませんので、振替額などについては預貯金通帳を記帳し、ご確認ください

納期限は納税通知書のほか、市ホームページや「広報よっかいち」でお知らせしているよ



●市ホームページでもご覧いただけます(トップページの「市民の方へ」から「税金」→「納税」をクリック)

●この記事についてのお問い合わせ・ご意見は

収納推進課 管理係

☎354-8141 FAX 354-8309

✉ syuunousuishin@city.yokkaichi.mie.jp